

# 行政視察報告書

議会運営委員会 行政視察		令和元年10月10日（木）～10月11日（金）
視察先 及び 調査事項	下関市	<p>令和元年10月10日（木）13:40～15:40</p> <p>ア 議会改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 市出資法人への市議会の関与</li> <li>(イ) 議会業務継続計画（BCP）</li> <li>(ウ) 市民と議会のつどい</li> </ul> <p>イ 議会施設について（議場・委員会室・会派控室など諸室及び電子表決システム等設備の視察含）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 施設の計画、設計に当たっての市議会の関わり方（要望等）</li> <li>(イ) 施設整備の基本方針・設計方針</li> <li>(ウ) 各施設（諸室）の概要（面積・設備等内容）</li> </ul>
	呉市	<p>10月11日（金）9:00～11:30</p> <p>ア 議会報告会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 概要、課題及びその対応</li> <li>(イ) 常任委員会所管事務調査（テーマ）の報告と報告結果の活用</li> </ul> <p>イ 市議会だよりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 概要</li> <li>(イ) 一般質問の掲載（紙面割合、留意点）</li> <li>(ウ) 配布状況（対象、方法、設置場所）</li> <li>(エ) 紙面内容に係る市民からの意見聴取（取組み状況、具体的な結果等）</li> </ul> <p>ウ 市議会の災害対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 災害発生時の対応要領</li> <li>(イ) 平成30年7月豪雨災害への具体的な対応</li> </ul> <p>エ 新庁舎建設に伴う議会施設の整備について</p> <p>（議場・委員会室・会派控室など諸室及び電子表決システム等設備の視察含）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 施設の計画、設計に当たっての市議会の関わり方（要望等）</li> <li>(イ) 施設整備の基本方針・設計方針</li> <li>(ウ) 各施設（諸室）の概要（面積・設備等内容）</li> </ul>

## 視察概要

下関市令和元年10月10日(木) 13:40~15:40

### ア議会改革について

出資法人への市議会の関与は、平成13年6月から平成29年まで地方自治法第221条第3項により法人の経営状況を、報告月の6月定例会で特別委員会を設置し、閉会中の継続審議で、役員を招致して調査を実施して、12月定例初日に委員長報告を行っている。

BCP(Business Continuity Plan)として大規模災害時に、市災害対策本部と連携する中で、市民の安心安全を確保しながら、議会機能の早期回復を図る事を目的に、議会と議員の対応について必要事項を定めるために、8人の委員構成で、6回の検討会議で定めたもの。

市民と議会のつどいは、市政課題に柔軟に対応するため市民と議員との情報、意見交換出来る場として「つどい」を平成24年6月から、年3~4回行っている。

### イ議会施設について

会派からの意見要望を議会事務局がとりまとめ、総務部長宛てに、議会事務局長から要望書を提出した。

## 考察

市の事業の中で、国、県関与の事業でなく、その市の特色とも位置付けられる市出資法人事業は、その市の歴史と伝統をアピール出来るものとして考えられるならば、支出を厳しく見つめるのではなく、事業に目を大きく向ける事が出来れば、その市のそこはかたない魅力に繋がるのではないかと感じた。

また、BCPは、自治体の究極の在り方を指し示す基本であるとするれば、付かず離れずの二代表制の在り方が明文化されるものだと改めて感じた。

市民と議会、議員とのつどいは、イデオロギーの問題があると思えば、理事者側の要望等に対して「やります」と言える立場と「そのご意見を承りました」と言うのでは、力の差を市民に歴然と見られてしまい、議会の寄って立つ位置が危うくなるのではないかと感じた。

## 視察概要

呉市令和元年10月11日(金) 9:00~11:30

### ア議会報告会について

平成22年から試行開催し、副議長を委員長として、各会派の政策責任者1名ずつで構成される政策研究会で、運営方針を決定し、各常任委員長に示し、委員会で勉強会、発表練習を行い、議会報告会を23年度から、試行開催時の2会場から16会

場で 27 年度まで行い、28、29 年度は、年度 8 会場で 2 年で 16 会場で行い、30 年度からは、4 会場で 90 分の市政報告会を行っている。報告会で出た質問等は、持ち帰りや、事後報告は行わないが、正副委員長判断で柔軟に対応している。

テーマについては、7 月にテーマを決め、課題、問題点を把握し、視察後論点を決定し、委員間、理事者との意見交換後調査報告書として 3 月定例会にて報告しているが、報告に対する検証の在り方が課題となっている。

#### イ市議会だよりについて

議会だより「チーム議会」が、2017 年 5 月に創刊され、定例会ごとに 93,000 部（自治会加入者に配布し、未加入者には公共施設で配布）、12 ページを年 4 回発行している。ホームページには電子書籍と、PDF にて配信している。それらの配布を含む経費は、1 ページ当り 1,404 円であり、写真、イラストで「見る」。表紙からは「これ何」とのインパクトを与え、文字数やフォント、色を最小限にと言うコンセプトでの紙面づくりをしている。

公報委員会は 1 号当り 3 回開催し、一般質問等の文字数の校正等を行っている。

#### ウ市議会の災害対応について

平成 28 年に災害対応要領を策定し、議長、副議長、会派代表者、無所属から 1 名で構成する災害対策連絡会議を設置し災害対応をしている。

27 年導入のタブレット端末にて、安否確認、情報提供を直接議員が当局に要望せず、窓口を一本化するため、連絡会議に状況報告し、当局からの情報等も事務局が取りまとめを行い、議員と当局へのすみやかな相互情報提供により、当局が災害対応に専念出来る事と、議員から市民に情報がすみやかに届くようにしている。

30 年 7 月豪雨災害時には、9 月議会も、26 日を 16 日間として対応するなど、当局と歩調を合わせて取り組んだ。

しかし、議員要望が 574 件と膨大な事から、1 か月後には、議員の個人対応にした。

また、事務局から議員への情報提供は 520 件となっていた。また、7 月 6 日から 9 月 2 日まで事務局の夜間休日対応があった。

これらを改めて検証し、実対応を検討することとしたようだ。

#### エ新庁舎建設に伴う議会施設の整備について

平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災後、震度 6 程度で殲滅破壊の恐れとの結果が示され、平成 11 年 3 月に建て替えるべきとの市庁舎整備検討懇話会との報告を受け、同年 8 月庁舎建設推進会議を町内に設置したが、合併問題が確定する平成 23 年 2 月まで保留され、その 2 月に建設の調査、検討が始まった。

議会は、同年 6 月に新庁舎建設調査検討特別委員会を設置した。

議場には、演壇と質問席にタブレット等の端末接続機能があり、スクリーンが活用出来たり、電子評決システムも設置されている。

また、傍聴席に、親子席としてガラス張りのベビーカーも入れる 6 席の傍聴席や、赤外線補聴システムを 20 台用意したり、車いす用リフトもある。

議場や委員会室の外にも、会議を見ることが出来るモニターがあり、自動販売機のあるくつろぎのスペースがある。

#### 考察

議会報告会について、イデオロギー的な発言については、委員長判断によるとしているようであり、委員長の裁量が試されるようだ。

また、当初の 16 箇所での報告会が、4 か所となり二元代表制とは言え、予算編成権と、予算修正権の違いが大きくあると、客観的に改めて感じた。

テーマについては、提言であろうと、報告であろうと、その後を追跡する必要性を改めて強く感じたが、どこまで追求すべきなのかの位置取りに難しさを感じる。

市議会だよりには、議員の発言を細かく載せる事と、議員、議会の親しみやすさのイメージを載せることの間、議員の本質をどこに求めたら良いのかの接点の難しさを更に更に感じた。

市議会の災害対応の難しさを目の当たりにした思いである。

市民の負託を得た議員と、仕組みの中で動く当局との間には、最終的には市民の安心安全ではあるが、有限な陣容が対応する事に、多くの、それこそ矛盾がある事を改めてみたと感じた。

市庁舎威容とか権威としてでなく、建物として見れば、使い勝手、利用勝手の良いものと言う事が建物の基本だと改めて感じた。

令和元年 10 月 24 日

松本市議会議長 村 上 幸 雄 様

議会運営委員 太田 更三